

## 第2章 地球温暖化対策の推進と低炭素社会の実現

### 第1節 地球温暖化防止対策の総合推進

#### 1 県民運動による対策の推進

愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議を核とした県民総ぐるみによる地球温暖化防止のための具体的取組として、次の事業を実施した。

##### (1) クールビズ四国キャンペーン（四国4県連携事業）

夏場のエネルギー使用の削減を図るため、四国地球温暖化対策推進連絡協議会（四国4県の地球温暖化対策担当課で構成）の主催により、「クールビズ四国」キャンペーンを実施した。

東日本大震災以降、全国的な電力不足が懸念されており、平成23年度より実施期間を5月から10月まで拡大している。

目的	室温 28℃の適正冷房及び軽快な服装（ノーネクタイ・ノー上着など）での勤務を、県内各層へ普及・啓発し、オフィスの省エネルギーを促進する。
実施期間	平成 29 年 5 月～10 月
啓発方法	・ポスター（2,000 枚） ・文書等による協力要請 ・県ホームページへの掲載、報道機関への資料提供
参加機関	443 企業・団体、20 市町、県

##### (2) ウォームビズ四国キャンペーン（四国4県連携事業）

冬季の暖房機器等によるエネルギー使用量削減のため、「ウォームビズえひめ」キャンペーンを実施した。

目的	室温 20℃の適正暖房及び暖かい服装での勤務を、県内各層へ普及・啓発し、オフィスの省エネルギーを促進する。
実施期間	平成 29 年 11 月～平成 30 年 3 月
啓発方法	・文書による協力要請 ・ポスター（1,500 枚）の配布 ・県ホームページへの掲載、報道機関への資料提供
参加機関	299 企業・団体、20 市町、県

##### (3) ライトダウンキャンペーン

県民が温暖化対策を実践するきっかけづくりとするため、ライトアップ施設等の消灯を呼びかけるアースデイ・ライトダウンキャンペーン（県単独）及びムーンナイト SHIKOKU（四国4県連携事業）を実施した。

目的	四国内のライトアップ施設や広告塔等の一斉消灯を行い、県民が日常的な温暖化対策を実践するきっかけづくりとすることを目的とする。	
名称	アースデイ	ムーンナイト SHIKOKU
実施期間	平成 29 年 4 月 22 日の夜 8 時から 10 時までの 2 時間	中秋の名月（平成 29 年 10 月 4 日）を含む 1 週間（平成 29 年 10 月 1 日～10 月 7 日）の夜 8 時から 10 時までの 2 時間 ※本県は、国体・大会開催期間中

		あったため、平成 29 年 11 月 1 日～平成 29 年 11 月 7 日で実施。
啓発方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書による協力要請</li> <li>・ 県ホームページへの掲載、報道機関への資料提供</li> <li>・ PR ツールの作成、配布</li> </ul>	
参加施設	155 企業・団体の 337 施設	119 企業・団体の 269 施設
削減電力量	1922.1kWh	11,943kWh

#### (4) みんなで出かけまシェアキャンペーン

電力需要期である夏季及び冬季に、家族揃って快適に過ごせる場所への外出を促す「クールシェア」、「ウォームシェア」の各キャンペーンを実施した。

目的	公共施設や商業施設等への外出を促すことにより、電力需要期における家庭のエネルギー使用量削減を図るとともに、県民の省エネ・節電意識の向上を図ることを目的とする。	
名称	クールシェア	ウォームシェア
実施期間	平成 29 年 7 月～平成 29 年 9 月	平成 29 年 11 月～平成 30 年 2 月
啓発方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書による協力要請</li> <li>・ 県ホームページへの掲載、報道機関への資料提供</li> <li>・ 県民が夏の暑さ、冬の寒さをしのぎ、のんびりした時間を過ごしていただくため、協力施設にてキャンペーン期間中の来店者・来場者への割引などの特典、または、無料で利用できる施設・イベント等のサービスを実施</li> </ul>	
協力施設	147 施設	127 施設

#### 【愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議】

本県では、増加傾向にある温室効果ガスの排出量の削減に県内の各界各層が一体となって取り組んでいくため、県内の企業・団体・自治体など 198 団体の参加を得て、平成 20 年 6 月 16 日に「愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議」を設立した。〔平成 29 年 3 月末現在の参加団体数：268 企業・団体〕

設立総会では、「かけがえのないふるさと愛媛、そして地球を守るために、私たち一人ひとりが、できることから温暖化防止のために行動する」ことを誓った県民運動開始宣言を採択した。

県では、同会議を核として、企業や団体、自治体など、各主体間での情報交換や連携を密にし、より効果的な温暖化対策を推進しており、家庭・オフィス・工場・運輸などの各部門においても、適正な冷暖房温度の設定、クールビズ、エコドライブなど、温暖化防止に向けた身近なところからの取組が進められている。



## 愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議 設立趣意書

地球温暖化は、私たちの日常生活や生産活動に伴って発生する温室効果ガスにより、地球全体の温度が上昇する現象で、自然の生態及び人類の生存基盤に影響を及ぼしかねない極めて深刻な環境問題です。

我が国では、平成9年に採択された京都議定書において、平成2年を基準年として平成20年から平成24年までにおける温室効果ガスの年平均排出量を6%削減することを数値約束といたしております。

しかしながら、平成18年度の全国の温室効果ガス排出量は、逆に約6.2%増加しており、愛媛県におきましても、県の推計によりますと、平成17年度の排出量は、平成2年度比で約23%も増加している現状となっております。

このような中、国においては、平成19年度末、京都議定書目標達成計画を改定して対策を強化し、目標達成のために実効性のある対策、施策に取り組むこととしたところであり、本県でも、今後、更なる対策に取り組むことが必要となっているところであります。

このため、私たちは県内各界の関係団体等に広く呼掛けを行い、「愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議」を設立することといたしました。

当推進会議は、御参加いただく各団体の温暖化防止運動の展開や県民の意識啓発、情報の収集及び提供、各団体間の連絡調整等を行っていくこととしており、これにより、地球温暖化防止活動を県民運動として盛り上げ、県民が一体となって地球温暖化防止対策に継続的に取り組む社会的気運の醸成を図ることを目的としております。

つきましては、是非当推進会議の設立趣旨に御賛同いただき、格別の御理解をもって御参加を賜りますとともに、地球温暖化防止に御尽力をいただきますようお願い申し上げます。

平成20年5月30日

### 発 起 人

愛媛県商工会議所連合会

四国電力株式会社松山支店

社団法人愛媛県トラック協会

えひめ消費生活センター友の会

特定非営利活動法人愛媛県環境保全協会

会 頭 麻生 俊介

支店長 玉井 左千夫

会 長 城戸 猪喜夫

会 長 窪田 恕子

会 長 柴田 達也

## 地球温暖化防止県民運動開始宣言

私たちのふるさと愛媛は、瀬戸内海や宇和海、石鎚山に代表される豊かで美しい自然に恵まれ、これらは、私たちの生活に潤いと安らぎを与えてくれています。

しかし、今、私たちを取り巻く環境は、危機に瀕しています。産業革命以降、大気中の二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの量が増え続けたことにより、地球の温暖化が進み、このまま何の対策も講じなければ、人類の生存基盤である地球環境に多大な影響を与えることが明白な状況です。

地球温暖化を防止するため、世界が協力して作った京都議定書が平成17年に発効しました。この京都議定書では、我が国は、本年から平成24年の第一約束期間に、平成2年に比べて6%の温室効果ガス削減目標を達成することが義務付けられています。

しかし、我が国の平成18年度の温室効果ガス排出量は、減少するどころか6.2%増加しています。

また、本県においては、平成17年度の温室効果ガス排出量が平成2年度に比べて23%(\*)も増加したと推計されるなど、削減目標6%の達成は、極めて厳しい状況となっており、地球温暖化を防止するため、私たちの暮らし方や社会の仕組みをもう一度見直すことが求められています。

今こそ、かけがえないふるさと愛媛、そして地球を守るために、私たち一人ひとりが、できることから温暖化防止のために行動することを誓い、ここに全県民が一体となった「地球温暖化防止県民運動」を開始することを宣言します。

平成20年6月16日

愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議

## 2 県自らの率先行動の推進

平成27年3月に改定を行った愛媛県地球温暖化防止実行計画に基づき、県は、県全体の温暖化対策の牽引役として、県民や事業者、市町の模範となるよう自らが率先して行動し、自らの事務及び事業からの温室効果ガスの排出削減に努めている。

なお、新たに追加した主な対策・施策は次のとおりである。

- ・小水力・風力等の再生可能エネルギーの促進
- ・家庭用燃料電池・蓄電池の普及拡大
- ・自転車による「エコ通勤」の推進
- ・環境に配慮したえひめ国体の開催
- ・気温の上昇に対応するための「適応策」など

### (1) 愛媛県地球温暖化防止活動推進員

地域における地球温暖化防止対策を推進するため、平成17年4月から、地球温暖化防止対策の推進に関する法律第37条に基づき、地球温暖化に関する自主的な啓発、調査、指導・助言、情報提供などに取り組む愛媛県地球温暖化防止活動推進員を委嘱している。（平成30年3月末現在：67人）

### (2) 愛媛県地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策の推進に関する法律第38条に基づき、公益社団法人愛媛県浄化槽協会を愛媛県地球温暖化防止活動推進センターに指定。（指定期間：平成27年4月から平成32年3月までの5年間）

同センターは、県との連携のもと、普及啓発事業の実施等を通じ、県内の地球温暖化防止を推進する活動を行っている。



## 第2節 エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換

### 1 家庭における温暖化防止対策の推進

近年、温室効果ガスの排出量が増加している家庭部門の排出量の削減を図るため、県や市町の環境イベントでのパネル展示や県ホームページにおいて、省エネ・節電の呼びかけや家庭でできる節電対策の周知を行うとともに、次の事業を実施した。

#### (1) 環境家計簿の普及

愛媛県地球温暖化防止活動推進センターとの連携のもと、家庭のエネルギー使用量や二酸化炭素排出量を計算する「環境家計簿」の普及を図るとともに、エコバックの普及やレジ袋の削減など省エネ型の消費行動の普及を促進した。

#### (2) えひめクールチョイス大作戦の実施

家庭からのCO<sub>2</sub>排出量の1～3位を占める、照明・家電製品、自動車、給湯からのCO<sub>2</sub>削減を図るため、地球温暖化防止に繋がる賢い選択を県民に呼びかけ、浸透させることを目的に、「えひめクールチョイス大作戦」を実施した。

##### ① 低炭素ライフスタイル普及促進事業

うちエコ診断受診者を対象に、キャンペーン期間中（11月～12月）の温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）削減量に応じて、協力店での省エネ家電購入時に使用できる割引券を交付することで、ライフスタイルの転換と省エネ家電等への買い替えを併せて促進し、CO<sub>2</sub>削減の好循環を図った。

協力店：61店舗

参加者：178人

##### ア. うちエコ診断の実施

県内のうちエコ診断実施機関と連携し、各家庭の光熱費や温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量を「見える化」し、住まい方やライフスタイルに合わせた省エネ対策を無料で提案する「うちエコ診断」を推進した（平成29年度実績：1,904件）。

※県内のうちエコ診断実施機関

- ・株式会社アリックス
- ・愛媛県地球温暖化防止活動推進センター（公益社団法人 愛媛県浄化槽協会）
- ・DCMダイキ株式会社

##### イ. うちエコ診断受診機会の拡大

うちエコ診断士の増加及び地域偏在の解消を図り、県内全域で多くのうちエコ診断を実施するため、県内2カ所でうちエコ診断士の養成研修会を開催した。

開催日：平成29年6月16日、17日（県南予地方局）

平成29年7月7日、8日（公益社団法人 愛媛県浄化槽協会）

##### ② 自転車ツーキニスト拡大事業

自転車通勤・通学を促進するため、えひめツーキニストクラブ会員及び自転車ツーキニスト推進事業所に対し、特典を付与できる「えひめツーキニスト応援隊」を募集し、県HPで紹介した。

(平成30年3月末現在の登録数)

- ・えひめツーキニストクラブ会員：48チーム、223個人（会員総数367名）
- ・自転車ツーキニスト推進事業所：23事業所
- ・えひめツーキニスト応援隊：15事業所

### ③ 温泉シェア推進事業

家庭の給湯設備の使用による温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)排出量を削減するため、キャンペーンの趣旨に賛同した県内の温泉・銭湯施設を「温泉シェアスポット」として登録し、県民の温泉・銭湯利用を推進するため、スタートイベントやスタンプラリー等を実施した。

実施期間：平成29年11月1日～平成30年3月26日

協力施設：74施設

#### ア. スタートイベントの開催

実施日：平成29年11月3日

場所：道後坊ちゃん広場

来場者数：約300名

内容：地球温暖化防止に関するトークショー、環境クイズ等

#### イ. スタンプラリーの実施

「温泉シェアスポット」への入浴者を対象に、抽選で県産品等が当たるスタンプラリーを実施した。

実施期間：平成29年11月1日～平成30年2月28日

応募総数：7,405件

## 2 次世代自動車の普及促進

### (1) 充電インフラ設置促進

県では次世代自動車の普及促進を後押しするため電気自動車の充電設備の設置促進に取り組んできた結果、県内の設置場所は約200箇所となり、一定程度数の充電設備は普及したと考えられる。

今後は、各地域における電気自動車の普及状況や実情を勘案しつつ、国の「電気自動車・プラグインハイブリット自動車の充電インフラ整備促進事業」を活用しながら、充電設備の充実に向け、利用者が安心感を高められるよう働きかけを行う予定である。

## 3 公共交通機関の利用促進

県では、平成18年8月に「愛媛県公共交通利用推進宣言」を行い、同年9月から、毎月1回、県民の協力のもとで「ノーマイカー通勤デー」を設定し、公共交通機関の利用促進を図っており、その活動を通じて、マイカー偏重のライフスタイルの転換を促し、CO<sub>2</sub>の排出削減に取り組んでいる。

### 第3節 低炭素型のビジネススタイルの実現

#### 1 温室効果ガス排出量の適正な把握の促進

本県では、全国に比べ産業部門からの排出割合が高く、県内のCO2排出量の約55%を占めていることから、排出量年間10万トン以上の事業所を対象に、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、国へ提出した報告書の写し提出を求め排出量の把握に努めるとともに、一部の事業所に対しては、現地調査を行い、温暖化対策の取組状況の確認や排出削減の要請を行った。

#### 2 省エネルギー化の推進

##### (1) 環境保全資金融資制度

県では、中小企業者等が、工場などから出るばい煙や汚水などの処理施設等の公害防止施設を設置したり、環境保全施設を整備する場合又は公害を防止するために工場などを移転する場合に、これに対して低利で資金の融資を行うため、昭和45年度に資金預託方式による「愛媛県中小企業公害防止資金貸付制度」を創設した。昭和47年度から利子補給方式に改め、平成11年度には、地球温暖化や資源のリサイクル等の新たな環境問題に対応するため、「愛媛県環境保全資金融資制度」と改称し、融資を行ってきた。

これまでに、償還期間の延長や、貸付限度額を2,000万円から5,000万円に拡大するなどの改正を行うとともに、平成14年度には土壌・地下水浄化対策、工場等の緑化を、平成15年度には企業者のISO14001取得を融資対象に追加し、平成18年度には、アスベストに関する調査・除去等も融資対象であることを明文化するなど、県内中小企業者の環境に配慮した事業活動の推進を図っている。

平成21年度には、中小企業者が返済方法を個別事情により選択できるように返済方法を改正、平成22、23年度は、温暖化対策施設の整備、地域環境整備支援、廃棄物由来再生可能エネルギーの利用促進の事業については、グリーンニューディール基金を活用し無利子とした。

平成27年度には、省エネルギー、省資源、廃棄物削減等の環境配慮を一層定着させるため、国際規格であるISO14001のほか、中小事業者向けのエコアクション21などを含めた環境マネジメントシステムの認証取得を融資対象とした（表2-2-1参照）。

平成28年度には、制度の更なる利用促進のため、申請時に必要な添付書類の簡素化を図った。

平成29年度からは、温暖化対策に資する事業等については、貸付利率を年0.50%に引き下げた。

表 2-2-1 環境保全資金融資制度の概要（平成 30 年度）

区 分	内 容
融 資 対 象 事 業 者	中小企業者又は中小企業団体 (愛媛県内に工場又は事業場を有するもので、6ヶ月以上引き続いて現在の事業を営んでいるもの)
融 資 の 条 件	融資限度額 5,000万円以内 融資期間 10年以内(措置期間1年以内を含む。) 返済方法 原則として分割弁済 融資利率 年1.70% ただし、温暖化対策に資する事業は、年0.50%
融 資 の 対 象	1 公害防止施設等 ばい煙処理施設、汚水処理施設、騒音振動防止施設 産業廃棄物処理施設、土壌・地下水・アスベスト浄化対策 等
	2 環境保全施設等 フロン等回収・処理施設、資源リサイクル施設、 省資源・省エネルギー施設、低公害車、雨水貯留施設 温暖化対策施設、緑化 等
	3 公害を防止するための工場又は事業場の移転
	4 I S O 14001 の認証取得等

### 3 エコドライブの推進

運輸部門の温室効果ガス排出量削減対策として、「愛媛県エコドライブ推進事業所登録制度」を平成 19 年度に運用開始し、事業所でのエコドライブの取組、実践を促進した。

#### (1) エコドライブ推進事業所登録制度

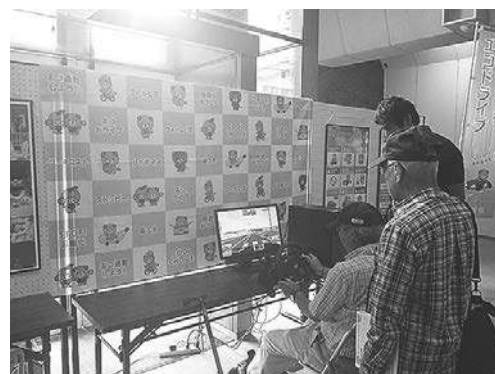
項 目	内 容
目 的	「運輸部門」の温室効果ガス排出量削減対策として、事業所におけるエコドライブの取組、実践を促進する。
実施内容	平成 19 年 12 月 12 日創設(平成 29 年 3 月末現在 362 事業所) ・エコドライブの推進を宣言する事業所を募集し、登録・公表 ・登録した事業所には、登録証及びステッカーを配布するほか、情報提供や講習会等を実施 ・登録事業所での取組をホームページ等で紹介

#### (2) エコドライブ普及啓発

新居浜市が開催する環境イベントに参加し、ドライブシミュレータを使った診断を行うなどエコドライブの普及啓発を実施した。

実 施 日：平成 29 年 6 月 24 日

開催場所：新居浜市市民文化センター



【ドライブシミュレータによる診断の様子】

### 4 自転車によるエコ通勤の推進

自家用車から公共交通機関、自転車利用への転換を促進するとともに、運輸部門における温室効果ガス削減への意識向上を図るため、エコ通勤の普及啓発を実施した。

## (1) エコ通勤普及キャンペーン

公共交通機関を含めた「エコ通勤」の普及のため、県・市町が開催する環境イベント等に参加し、自転車や公共交通の魅力や情報を広く県民に発信した。

### ① 平成29年度新居浜市地球高温化対策地域協議会総会

実施日：平成29年6月24日

開催場所：新居浜市市民文化センター

### ② 四国まると公共交通利用促進キャンペーン2017 都市イベントin 松山

実施日：平成29年9月10日

開催場所：大街道商店街

### ③ 第14回内子発環境会議

実施日：平成29年12月2日

開催場所：五十崎自治センター



【都市イベントの様子】

## 5 環境マネジメントシステムの導入支援

中小企業を対象に、省エネ技術や取組事例、環境省が策定したガイドラインである「エコアクション 21」についてセミナーを実施し、省エネの推進や持続的かつ効率的な環境配慮活動の定着を図った。

実施日：平成29年5月12日

開催場所：ひめぎんホール

## 6 国内排出量取引制度、カーボン・オフセット等の普及促進

低炭素社会の構築が世界的な潮流となる中、県内企業が環境付加価値を積極的に活用して企業競争力を高められるよう（公財）えひめ産業振興財団と共同して設立した「えひめ先進環境ビジネス研究会（平成21年9月設立）」では、県内でのカーボン・オフセットの取り組みについて情報収集を行うとともに、カーボン・オフセット商品の販売促進等を行うための取り組みとして、「愛媛県産オフセット・クレジット共通ロゴマーク」の普及を行った。

また、大王製紙(株)を中心に森林組合やチップ加工業者らで構成する「えひめの木になる紙生産推進グループ」が、県産間伐材を利用したコピー用紙を（「えひめの木になる紙」）平成25年4月から販売しており、30年3月末までに34,632箱（売上高：64,105,220円）を販売した。



【えひめの木になる紙】

## 第4節 新エネルギー等への転換促進

### 1 新エネルギー等の導入促進

温室効果ガスの削減やエネルギー自給率の向上等に資する「再生可能エネルギー」や、国がエネルギー効率の飛躍的向上などに資する革新的なエネルギー高度利用技術として位置付ける燃料電池等の「水素エネルギー」の導入促進を図るため、各種補助事業や一般県民に対する普及啓発を行った。

#### (1) 新エネルギー関連設備等導入促進支援事業費補助金

エネルギー効率の飛躍的向上に資する家庭用燃料電池のほか、再生可能エネルギーの有効活用を図る家庭用蓄電池の導入促進を図るため、市町との連携による支援を行った。

補助対象	平成 29 年度補助件数
家庭用燃料電池	93 件
家庭用蓄電池	259 件

#### (2) 再生可能エネルギー発電導入可能性調査事業費補助金

化石燃料の使用削減などの観点から、再生可能エネルギーのうち比較的導入の進んでいないものについて導入促進を図るため、発電事業の実施に向けた可能性調査に対する支援を行った。

発電種別	平成 29 年度補助件数
小型風力	1 件

#### (3) 水素エネルギー導入可能性調査事業

都市部のエネルギー源として未利用廃棄物を活用し、廃油等から水素を抽出してエネルギーとして利用する「都市型エネルギー地産地消システム」の構築に向けた調査・検討を行った。

#### (4) 新エネルギーの普及啓発

新エネルギーの導入に向けた取組を促進するため、関係機関及び企業等の情報共有・意見交換を目的とした愛媛県新エネルギー導入促進協議会を開催したほか、水素エネルギーの導入に向けた機運の醸成を図るため、水素エネルギーセミナーを開催した。また、一般県民や小学生を対象とした普及啓発事業を行った。

##### ① 愛媛県新エネルギー導入促進協議会

第1回 平成 29 年 11 月 13 日（リジェール松山 ゴールドホール）

第2回 平成 30 年 2 月 14 日（愛媛県庁第一別館 11 階会議室）

##### ② 水素エネルギーセミナー

日 時：平成 30 年 2 月 14 日

場 所：愛媛県庁第一別館 11 階会議室

内 容：再生可能エネルギー由来の水素活用事例について

##### ③ 新エネルギー教室

日 時：平成 29 年 12 月 19 日、20 日

場 所：四国中央市立寒川小学校、松前町立松前小学校、西条市立多賀小学校、

今治市立鳥生小学校

内 容：次世代を担う小学生に対して、新エネルギーに対する理解促進と普及啓発を図るため、授業の一環として「新エネルギー教室」を開催した。

#### ④ 新エネルギー見学会

日 時：平成 29 年 8 月 4 日、平成 30 年 2 月 8 日

場 所：松山市内

内 容：県民に対して新エネルギーに対する理解促進と普及啓発を図るため、新エネルギー関連施設等を巡るバスツアーを開催した。

## 2 地域特性を活かしたバイオマスの利用促進

平成24年6月に策定した「愛媛県バイオマス活用推進計画」（平成30年5月改定）を広く一般県民に周知するとともに、バイオマス製品に対する県民の意識向上を図るための経済的誘導策を行った。

### (1) バイオマス活用普及啓発事業

愛媛県バイオマス利活用促進連絡協議会において、バイオマス活用推進計画を周知し、多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化を図るとともに、講師招聘による最新のバイオマス活用動向等の基調講演を行うほか、市町・民間企業が開催する環境イベントに参加し、バイオマス活用製品や近隣市町におけるバイオマス活用の取組みを紹介することで、県民のバイオマスに関する理解を深めた。

また、次世代を担う子どもたちに、地球温暖化防止や循環型社会の形成に大きく貢献するバイオマスの活用について理解と関心を深めさせるため、子ども向け出前講座「バイオマス教室」を開催した。

実施日時：平成29年4月13日から平成30年3月15日

実施施設：東予高校、えひめエコハウス、伊予市環境教室、愛媛大学附属小学校、  
済美高等学校

参加者数：延べ229人

### (2) バイオマス活用県民参加推進事業

平成 25 年度から、県独自のエコ・アクションポイント制度「エコえひめ・ストッピー・ポイント」を構築し、使用済み天ぷら油の回収場所への持ち込みやバイオ燃料の購入などのエコ活動を行った県民に対して、経済的インセンティブを付与し、県民のバイオマス活用に対する意識向上を図った。

実施場所：県内のホームセンター等 50 箇所

平成 29 年度使用済み天ぷら油回収量 : 17,967ℓ

### (3) バイオディーゼル燃料普及啓発事業

バイオディーゼル燃料は、使用済み天ぷら油等の植物性油脂等をメチルエステル化して得られる液体燃料であり、軽油に5%混合した「バイオディーゼル燃料5%混合軽油」は、化石燃料由来軽油と同等の品質が確保されている。使用済み天ぷら油の市民回収量が順調に増えてきていることから、これを原料とするバイオディーゼル燃料の利用を推進するため、次のとおり普及啓発等を実施した。

### ① バイオディーゼル燃料普及イベント開催事業

県民の理解促進を図るため、えひめ国体でバイオディーゼル燃料をPRし、更なる普及啓発を図った。

開催場所：えひめ国体みきゃん広場

開催日時：平成 29 年 9 月 30 日～10 月 4 日



【国体でのPR】

### ② 公用車によるバイオディーゼル燃料普及啓発事業

バイオディーゼル燃料を使用した県公用車を、広告媒体としてラッピングし事業に活用することで、バイオディーゼル燃料が軽油代替燃料であることや、その安全性、環境価値などを県民に広く周知し、認知度の向上及び理解促進を図った。

導入台数：2台

走行距離：16,674km

給油量：1,207ℓ



【バイオディーゼル燃料普及啓発車両】

### ③ バイオディーゼル燃料理解促進セミナー

バイオディーゼル燃料について理解を促進するためセミナーを実施した。

日時：平成 30 年 2 月 9 日

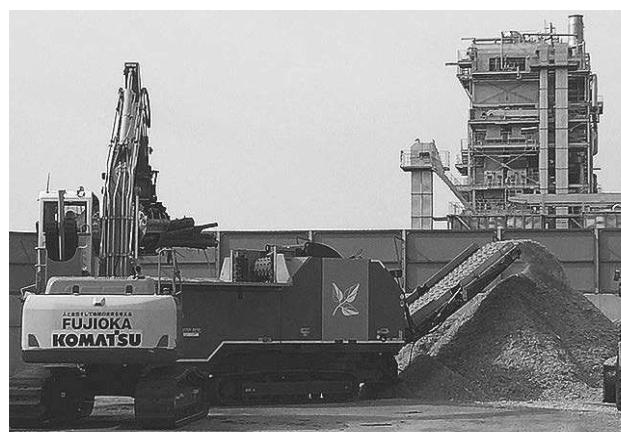
内容：「全国におけるバイオディーゼル燃料の利用状況について」

講師：全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会

## 4 木質バイオマスエネルギーの導入促進

森林整備により発生する林地残材や、製材工場で発生する端材などの未利用材を有効活用するため、木質バイオマス発電所の整備に対して支援し、平成 30 年 1 月に営業運転が開始された。

事業実施主体	所在地	使用燃料	発電出力
合同会社えひめ森林発電	松山市大可賀	未利用材 約 60,000 t /年 PKS(輸入) 約 40,000 t /年	12,500kW



【合同会社えひめ森林発電】

(写真左 発電プラント/写真上 未利用材のチップ加工)



## 第5節 低炭素社会の実現に向けた環境負荷の少ない地域づくり

### 1 CO2吸収源としての森林整備等の推進

森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素として蓄える機能を持つことから、植栽や間伐等の適正な森林整備を行うことによる地球温暖化防止への貢献が期待されている。

このような中、政府は平成27年に気候変動枠組条約事務局へ提出した約束草案や平成28年11月に発効された「パリ協定」等を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」（平成28年5月閣議決定）において定めた森林吸収量で確保する温室効果ガス削減目標を達成するため、間伐等の森林整備や地域材の利用促進による吸収源対策に取り組んでいるところであり、愛媛県においても平成25年9月に「特定間伐等の実施の促進に関する基本方針」を定め、計画的な森林整備を推進するほか、「えひめ森林・林業振興プラン」（平成28年3月策定）に基づき、健全な森林づくりと木材の利用拡大による炭素の固定を推進している。

### 2 地域環境の整備

#### (1) 「緑の基本計画」の策定と緑地の整備・保全

「緑の基本計画」は、まちの緑化の進め方や自然環境保全を図るための取組み、公園や緑地の整備方針等、緑のまちづくりを進めるに当たっての指針であり、住民意見を反映しながら策定・公表するものである。

現在、松山市・今治市・西予市・東温市の4市で策定・公表(市町村合併後の策定)しており、未策定の市町における早期策定を促進している。

また、都市の緑化推進としては、都市公園や街路樹などの緑地の整備や、既設の緑地に対して住民参加の維持管理を実施する等の効率的な維持・保全に取り組んでいる。

その他、民間の宅地開発等においては、開発許可制度等により緑地の適正な規制・誘導を行いながら、緑の保全や緑地の創出に努めている。

#### (2) 都市計画による地域づくり

県内の14の都市計画区域(図2-1-12 愛媛県の都市計画区域図 参照)では、都市計画法に基づき県が定める都市計画区域マスタープランに、福祉・医療・居住など日常生活に必要な都市機能の集積促進、コンパクトなまちと公共交通等の交通機関が連携したまちづくり、低炭素なまちづくり等をまちづくりの方針として定めることにより、県と市町が連携して環境負荷の少ない地域づくりに努めている。

また、都市計画区域の土地利用や、道路・公園等の都市施設の都市計画の策定に当たっては、日常生活に必要な都市機能の集積促進、公共交通機関の利用促進、ごみ焼却熱等を活用した熱の共同利用、緑化の推進等による低炭素まちづくりを目指した総合的な検討や関係機関等との調整に努めている。

## 第6節 地球温暖化への適応の取組

### 1 適応策の方向性の検討と適応に関する意識の向上

地球温暖化対策に関する知識の普及・啓発を図るとともに、地球温暖化防止に向けた取組を推進するため、次の事業を実施した。

#### (1) 地球温暖化適応策普及啓発事業

温室効果ガス排出を抑制する「緩和策」と同時に、既に起こりつつある温暖化による影響に対応した自然・人間社会の在り方を調整する「適応策」の重要性について普及啓発を図った。

実施日：平成29年10月14日～15日

開催場所：エミフルMASAKI

内容：地球温暖化の影響や「適応策」の説明、県の農林水産部門の取組み事例等についてパネル展を開催し、適応策に対する知識と認識を高めた。

## 第7節 オゾン層保護対策

### 1 概況

地球を取り巻くオゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線（UV-B）の大部分を吸収し、私たち生物を守っている。このオゾン層がフロンなどの物質により破壊され、有害紫外線の地上照射量が増大した場合には、皮膚がんや白内障の増加などの人の健康への影響のほか、陸生、水生生態系への影響などが懸念されている。

オゾン層の破壊は、熱帯域を除き、ほぼ全地球的に進行しており、特に南極の上空ではオゾンの減少率が激しく、日本上空では札幌において主に1980年代に減少傾向がはっきりと現れており、1990年代後半以降増加傾向は見られるものの、1979年の基準量に比べると依然として減少している。

### 2 オゾン層保護対策

オゾン層保護対策については、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」に基づき、国際的な取組が進められ、我が国においても「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」を制定し、フロンなどの生産規制等を実施している。また、冷蔵庫、ルームクーラー、カーエアコンや空調機器に冷媒として使用されているフロンについては、市町、自動車販売店や冷凍空調設備業者などの業界団体等による回収が進められている。なお、冷蔵庫等の廃家電品については、平成13年4月からは家電リサイクル法が施行され、メーカーにフロン回収が義務付けられた。また、平成13年6月には、カーエアコン及び業務用冷凍空調機器のフロン回収の義務付け、フロン類回収業者等の登録、フロン回収破壊費用の負担等を定めた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が公布され、平成13年12月から順次施行され、平成14年10月に完全施行された。なお、カーエアコンの冷媒フロン類については、平成17年1月1日からは「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づいて回収・破壊されることとなった。

フロン回収破壊法は、平成25年6月に、廃棄時等におけるフロン類の回収・破壊の実施に加え、フロン類及びフロン類使用製品の製造・使用段階における対策を講じ、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全般にわたる抜本的な対策を推進するため改正され、また、法律の名称も、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に改められ、平成27年4月1日から全面施行された。

フロン回収を促進するための組織としては、平成11年6月に、県内の関係団体により愛媛県フロン回収・処理推進協議会が設立されており（平成23年6月から愛媛県フロン等環境対策連絡協議会へ名称変更）、平成21年度から23年度にかけて緊急雇用対策事業を活用して同協議会の構成団体である一般社団法人愛媛県冷凍空調設備工業会に委託し、フロンの回収に係る設備業者や解体業者等を直接訪問し、法令遵守の啓発に努めた。

さらに、平成25年8月2日、不測の災害に備えて、冷凍空調機器の冷媒の漏えい防止や適正な回収・処理等を円滑に行うため、県と一般社団法人愛媛県冷凍空調設備工業会との間で、「災害時における冷凍空調機器の冷媒処理等の協力に関する協定」を締結した。

・第一種フロン類充填回収業者の登録の状況

フロン排出抑制法に基づき、県は、457事業者（平成30年3月31日現在）について第一種フロン類充填回収業者（業務用冷凍空調機関係）の登録を行っている。

・フロン類の回収状況

本県の平成29年度の業務用冷凍空調機器からのフロン類回収状況は、表2-2-2のとおりである。

表2-2-2 平成29年度におけるフロン類回収量（単位：kg）

フロン種類	CFC	HCFC	HFC	計
回収量	245.3	33,535.9	16,836.6	50,617.8

※CFC…クロロフルオロカーボン、HCFC…ハイドロクロロフルオロカーボン

HFC…ハイドロフルオロカーボン